

新型コロナウイルス感染拡大に伴うきっぷの取扱いについて

【定期乗車券・普通回数乗車券以外の乗車券類】

新型コロナウイルスの感染拡大を受け緊急事態宣言が発令されたことに伴い、次の乗車券については、以下のとおり払いもどしを行いますので、駅窓口にお申し出ください。

対象乗車券類・・・ 普通乗車券、特別企画乗車券、
列車指定券、ろくもん指定席券

- ※ 回数券タイプのもは、最後に指定された区域の緊急事態措置期間開始日の前日までに購入したものに限ります。(2021年8月26日まで)
- ※ フリーパスタイプのもは使用開始前のもに限ります。
- ※ 列車指定券の払戻しについては取扱い箇所にて行います。

乗車券類に含まれる区間・当社管内の払いもどしを行う駅の所在地にかかわらず対象となります。

緊急事態宣言の発出に伴う外出自粛等を事由として、2021年4月25日から2021年9月30日までのご旅行を見合わせた場合のお申し出に限り無手数料にて払いもどしをいたします。

- ※ 本取扱い開始前のお申し出により乗車券類の払いもどしを受けられたお客さまに対する、手数料相当額の返金はいたしかねます。
- ※ 旅行会社が発売する旅行商品については、お求めになった旅行会社にお問い合わせください。

次の両条件を満たす場合は、有効期間経過後であっても有効期間内に払いもどしのお申し出があったものとしてお取扱いいたします。

- 緊急事態宣言(2021年4月25日から2021年9月30日)の発出に伴う外出自粛を事由とする払いもどしのお申し出であること
- 緊急事態宣言に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態措置」が実施された期間(2021年4月25日から2021年9月30日)が乗車券類の有効期間に含まれていること。ただし、4月25日以降に購入した回数券タイプの特別企画乗車券は除きます。
- ※ 緊急事態措置を行う期間の最終日の翌日から起算して1年以内に駅窓口で払いもどしをお受けください(2022年9月30日まで)
- ※ 4月25日以降購入した乗車券類については、当該乗車券類の有効期間の開始の日(旅行中の場合は中止した日)を払いもどし申し出日として取り扱います。

しなの鉄道株式会社